

内閣参質一八五第三六号

平成二十五年十一月五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 山崎 正 昭 殿

参議院議員有田芳生君提出飯島勲内閣官房参与と拉致問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員有田芳生君提出飯島勲内閣官房参与と拉致問題に関する質問に対する答弁書

一について

飯島勲氏については、平成二十四年十二月二十六日付けで内閣官房参与に任命して以降、政府として新たな官職の任命は行っていない。

二について

飯島内閣官房参与は、内閣総理大臣から特に命ぜられた事項を担当している。

三について

飯島内閣官房参与は、拉致問題対策本部の構成員及び同本部事務局の職員ではない。

四について

お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたいが、一般論として申し上げれば、内閣官房参与は、内閣官房に参与を置く規則（昭和六十二年十一月七日内閣総理大臣決定）に基づき任命される一般職の非常勤の国家公務員であり、内閣総理大臣の諮問に答え、意見を述べることとされている。

五について

御指摘の発言については、個人としての見解であると承知している。